

令和5年1月 定例総会議事録

日 時 令和5年1月31日(火) 午前9時30分～午後12時00分

場 所 第1別館 大会議室

農業委員

会長	春 口 隼 人	会長代理	東 原 安 雄	3	棚 橋 道 夫	4	吉 村 昭 生
5	小 畠 利 春	6	上 仮 屋 博	7	大 山 竹 子	8	高 田 春 男
9	河 野 雄 二	10	田 原 尚 紀	11	種 子 田 勝	12	瀬 戸 山 博 好
13	谷 之 木 信 弘	14	大 部 実 男	15	下 沖 秀 人	16	倉 菌 嘉 枝 子
17	石 川 文 男	18	松 田 ま り 子	19	長 瀬 茂 弘		

農地利用最適化推進委員

20	井 上 亘	21	上原 都由子	22	新 田 敏 文	23	高 岩 昭 市
24	池 井 周 造	25	中 山 敏 章	26	前 田 次 雄	27	丸 尾 義 盛
28	池 田 幸 一	29	内 一 幸	30	井 口 紀 男	31	山 下 市 郎
32	大 山 則 夫	33	井 野 実	34	大 久 津 和 幸	35	栗 水 流 峯 一
36	谷 口 和 巳	37	福 本 正 三	38	四 位 正 生		

欠席 全員

事務局

事務局長	藤 崎 浩 一	主 幹	橋 口 覚	主 幹	西 原 学	主 査	竹 内 秀 次
主 査	宮 永 昌 和	主事補	嶺 石 将 伍				

議 題

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報告第2号 農用地利用集積計画の変更について
- 報告第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定について
- 報告第4号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農地転用届出について

- 議案第1号 農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第2号 農地法第3条の規定による賃貸借の権利の設定(移転)許可について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による所有権移転許可について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(賃貸借)
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(所有権)
- 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)
- 議案第7号 農地法第4条の規定による許可申請書進達について
- 議案第8号 農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
- 議案第9号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請書進達について
- 議案第10号 農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について

事務局 皆様、おはようございます。

委員 おはようございます。

事務局 本日の定例総会は農業委員 19 名の方が出席されています。農業委員会規則第 7 条の規定により本総会は成立していることを報告します。
はじめに 1 月の行事实績と 2 月の行事計画を報告します。

(1 月の行事实績と 2 月の行事計画の報告)

開会の言葉を東原会長代理が申し上げます。

会長代理 皆さん、おはようございます。先日行われました農地集積・集約化推進大会、お疲れ様でした。今年の冬はいつになく厳しいように感じます。皆さん、風邪などひかれないようにお気を付けください。それでは令和 5 年 1 月期の小林市農業委員会定例総会を開会します。よろしく申し上げます。

事務局 次に春口会長がご挨拶を申し上げます。

会長 (挨拶)

事務局 本日は報告が第 1 号から第 4 号までの 34 件、議案が第 1 号から第 11 号までの 58 件、合計 92 件でございます。
それでは農業委員会規則第 6 条の規定により春口会長に議長をお願いします。

議長 議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。
議事に入る前に今月の議事録署名を 2 番東原委員と 10 番田原委員にお願いいたします。なお、議案の事前審査につきましては小委員会に付託しておりますので議案ごとに審査報告をお願いいたします。それでは先に報告をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 報告を一括して提案いたします。

(報告第 1 号～報告第 4 号朗読)

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 無いようですので議事に入ります。
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について下記のとおり農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請があったから許可するものとする。

(議案第1号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 今月の野尻町区分の事前審査を第6小委員会に付託されましたので1月25日に審査会を実施しました。その結果を議案ごとに報告します。
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可について報告をします。
1番、申請地を借受け規模拡大を図る、期間は3年間です。ここは獣害防護柵の中にある圃場です。出手は左官業で、ほとんどの農地は中間管理を通して契約されていますが、受手が10年間は無理ということで3条申請になったそうです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第1号農地法第3条の規定による使用貸借の権利の設定(移転)許可申請を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 2 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可
についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について
下記のとおり農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請があ
ったから許可するものとする。

（議案第 2 号 1 番）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（17 番挙手）

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 2 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可について報
告をします。

1 番、申請地を借受け規模拡大を図る、10a あたり 5,435 円、期間は 3 年間です。
ここも獣害防護柵の中の圃場で、受手の隣接地です。申請地を利用して用水を撒か
れるということで賃貸借になりました。中間管理の 10 年間は無理ということで 3
条申請になりました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第 2 号農地法第 3 条の規定による賃貸借の権利の設定（移転）許可申請を許可
することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 3 号農地法第 3 条の規定による所有権移転許可についてを議題と
します。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第3号農地法第3条の規定による所有権移転許可について
下記のとおり農地法第3条の規定による所有権移転許可申請があったから許可する
ものとする。

(議案第3号1番朗読、他3件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 今月の農地法3条・基盤法の事前審査を第4小委員会に付託されましたので1月23
日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第3号農地法第3条の規定による所有権移転許可について報告をします。
1番、知人から贈与を受けるものです。
2番、父から贈与を受けるものです。
3番、知人から贈与を受けるものです。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 同じく議案第3号野尻町区分について報告をします。
4番、知人から贈与を受けるものです。ここは今まで受人が耕作されていました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第3号農地法第3条の規定による所有権移転許可申請を許可することに賛成の
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について（賃貸借）を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

（事務局挙手）

議長 はい、事務局。

事務局 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）を作成したので計画通り決定する。

（議案第4号1番朗読、他4件省略）

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

（11番挙手）

議長 はい、11番。

11番 議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）について報告をします。
1番、5年間の再設定で、10aあたり4,873円。
2番、5年間の再設定で、10aあたり10,000円。
3番、3年間で、10aあたり10,000円。
4番、5年間の再設定で、10aあたり9,035円。
5番、5年間の再設定で、10aあたり6,747円。
審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

（無しの声）

議長 それでは採決をします。
議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）に賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定につ

いて(所有権)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)を作成したので計画通り決定する。

(議案第5号1番朗読、他11件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)について報告します。

全て規模拡大です。あっせん委員についてはお目通しをお願いします。

1番、10aあたり280,000円。

2番、10aあたり438,958円。

3番、10aあたり100,000円。

4番、10aあたり100,000円。

5番、10aあたり100,000円。

6番、10aあたり300,000円。

7番、10aあたり205,888円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 同じく議案第5号野尻町区分について報告をします。

あっせん委員はお目通しをお願いします。

8番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり25,126円。

9番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり197,542円。

10番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり224,048円。

11番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり277,842円。

12番、申請地を購入し規模拡大を図る、10aあたり200,000円。

審議の結果、小委員会としては計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第5号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(所有権)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について(農地中間管理事業)を議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)を作成したので計画通り決定する。

(議案第6号1番朗読、他18件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(11番挙手)

議長 はい、11番。

11番 議案第6号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(農地中間管理事業)について報告をします。
使用貸借13件、賃貸借2件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17 番 同しく議案第 6 号野尻町区分について報告をします。
賃貸借 4 件です。
審議の結果、小委員会としては農地中間管理事業の案件であることから、計画通り決定することに異議なしと判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 6 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（農地中間管理事業）に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について
下記のとおり農地法第 4 条の規定による許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 7 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 議案第 7 号農地法第 4 条の規定による許可申請書進達について報告をします。
1 番、東麓、丸岡、転用の理由は植林です。追認申請で事実申立書が添付されています。農地区分は 2 種農地です。ここは団地の一番端に位置していました。一般基準、周りに影響なしと判断しました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第7号農地法第4条の規定による許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第8号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第8号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について
下記のとおり農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第5号1番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(17番挙手)

議長 はい、17番。

17番 議案第8号農地法第5条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請書進達について報告をします。

1番、紙屋、古屋敷、転用の理由は営農型太陽光発電施設(一時転用)です。
今回、一時転用の許可期限を迎えるため、再申請を行うものです。初回は平成26年1月です。今回で4回目の申請となります。農地区分は農用地です。一時転用は毎年報告書を提出する決まりがありますが、滞りなく報告をされています。その地区でその作物の平均の8割をクリアしないといけないということになっています。この地区でセンリョウを耕作しているのはここだけですので、この数字が平均となります。現地を確認すると立派に青々と生育していました。
審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 8 号農地法第 5 条の規定による使用貸借の権利の設定許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 9 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達についてを議題とします。事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 9 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について下記のとおり農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 9 号 1 番朗読、他 5 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 今月は第 5 小委員会に農地法 4・5 条、非農地証明願の事前審査を付託されましたので 1 月 24 日に審査会を実施しました。その結果を報告します。
議案第 9 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書進達について報告します。
1 番、真方、松ノ元、転用の理由は一般住宅です。親から譲り受けた土地に半分は住宅を建て、残りは小菜園畑にするものです。
2 番、細野、沢牟田、転用の理由は賃貸住宅です。道路沿いにあり三方は住宅に囲まれていました。
3 番、水流迫、荻窪、転用の理由は農家住宅です。1 種農地ですが、両親の住宅の横に住宅を建てるものです。
4 番、南西方、下水流、転用の理由は建売住宅です。議案第 10 号 1 番の事業計画変更と同時提出です。
5 番、細野、中島、細野小学校の手前になります。転用の理由は共同住宅敷地です。2 棟の住宅を建築する予定ですが、1 棟が三角地で農地にかかるために申請するも

のです。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 9 号野尻町区分について報告をします。
6 番、三ヶ野山、丸山、転用の理由は駐車場敷地です。申請人の施設の隣接地です。
2 種農地ですが、農地は 1 面だけです。一般基準、周りの影響はなしと判断しました。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 9 号農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。
続きまして議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について
下記のとおり農地転用許可後に事業計画変更申請があったから意見書を付して進達するものとする。

(議案第 10 号 1 番朗読)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更申請書進達について報告をします。1 番、南西方、下水流、建売住宅です。議案第 9 号 4 番と同時提出です。一旦は許可されたのですが、建設が困難なために今回建売住宅に変更するものです。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。
議案第 10 号農地転用許可後の事業計画変更申請に意見書を付して進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定します。
続きまして議案第 11 号非農地証明願い承認についてを議題とします。
事務局の朗読をお願いします。

(事務局挙手)

議長 はい、事務局。

事務局 議案第 11 号非農地証明願い承認について
下記のとおり非農地証明願いがあったから承認するものとする。

(議案第 11 号 1 番朗読、他 6 件省略)

議長 ありがとうございます。審査報告をお願いします。

(14 番挙手)

議長 はい、14 番。

14 番 議案第 11 号非農地証明願い承認について報告します。
1 番、細野、夷守、調査事項は公衆用道路です。霧島岑神社の道路横の鳥居から参道があるのですが、その参道沿いの右側に舗装された道路がありました。舗装するときになぜ公衆用道路にしなかったのかと色々審議しました。ここは奥の方に住宅を建てる予定があり、謄本をとったところ、農地であることが判明し今回公衆用道路として申請するものです。

2 番、須木中原、木場屋敷、調査事項は原野です。西米良へ抜ける道路の途中にありました。4 筆ありますが、3 筆は 300m 離れたところにありました。周りは山に囲まれていて鳥獣被害があり、何を植えても収穫できないとのことでした。

3 番、真方、上二原、調査事項は原野です。後ろが山で、前は湿田でした。

4 番、東方、上二原、3 番と同じ方ですが、調査事項は宅地です。元々は宅地だったのですが、小菜園として使っていたので地籍調査によって畑に変わりました。ですが、ご主人が亡くなって奥様が農地ではなく元の宅地にしてくださいという申請です。

5 番、細野、内田ノ前、調査事項は原野です。ホシヤマの隣の土地になります。審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

(17 番挙手)

議長 はい、17 番。

17 番 同じく議案第 11 号野尻町区分について報告をします。

6 番、三ヶ野山、大脇前、調査事項は雑種地です。農業用施設用地の隣接地です。

1 種農地とありますが、団地の一番端に位置していました。

7 番、紙屋、宮ノ尾、調査事項は原野です。周りは全て遊休農地状態でした。田んぼは迫田です。

審議の結果、小委員会としては許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長 ありがとうございます。意見のある方は発言をお願いします。

(無しの声)

議長 それでは採決をします。

議案第 11 号非農地証明願いを承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員挙手ですので決定をします。

以上で本日の総会を終了します。

ありがとうございます。

閉議 午後 12 時 00 分

議事録署名

_____ ㊟

_____ ㊟